

諮問庁：財務大臣

諮問日：令和7年12月8日（令和7年（行情）諮問第1401号）

答申日：令和8年3月18日（令和7年度（行情）答申第1030号）

事件名：特定会合のプログラム等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年8月28日付け財理第2701号により財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の不開示部分（別表のとおり。）の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条1号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

(1) 令和7年6月30日付（同年7月3日受付）で、法3条に基づき、審査請求人から処分庁に対し、以下について開示請求が行われた。

特定個人が出席した特定組合協同組合連合会第●回通常総会（特定日付）に係る文書（案内、出欠の返信、当日資料、来賓挨拶、外出整理表、復命等の一連の文書全て。決裁を経たものは起案決裁文書も含める。）

(2) これに対して、財務大臣は、法9条1項の規定に基づき、令和7年8月28日付財理第2701号により、一部開示決定（原処分）を行った。

(3) この原処分に対し、令和7年9月16日付（同年9月19日受付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条に基づき、審査請求が行われたものである。

(4) なお、原処分については、審査請求人から行政文書の開示の実施方法等申出書が審査請求書と同じ令和7年9月16日付（同年9月19日受付）で提出されており、財務大臣はこれに基づき、本件対象文書を含む文書の開示の実施を行ったものの、審査請求人は本件対象文書を確認す

る前に審査請求を行っている。

## 2 審査請求人の主張

上記第2と同旨。

## 3 諮問庁としての考え方

- (1) 今般の審査請求において開示を求められている文書の不開示部分には、特定年月日に行われた特定会合において配布された資料における司会者等の氏名、出席者の氏名及び役職が記載されている。当該氏名及び役職は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと考えられる。
- (2) また、本会合の出席者は専ら特定法人、特定法人傘下の連合会、関係省庁の担当者等に限定され、広く一般に公開された会合ではなく、配付資料も一般に公表されていない。
- (3) 以上を踏まえると、不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当するものでもない。
- (4) したがって、本件対象情報は法5条1号の個人に関する情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

## 4 結論

以上のことから、法9条1項の規定に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 令和8年3月12日 本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求について、処分庁は、本件対象文書を含む文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分（別表のとおり。）の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書1は、特定協

同組合連合会通常総会のプログラムであり、司会、「総会成立報告」、「来賓紹介」及び「新任連合会長紹介」の各役割を担当した者の氏名が不開示とされていると認められる。また、文書2及び文書3には、当該総会の出席者の氏名及び役職が記載されており、そのうち民間の来賓の一部の者の氏名及び役職が不開示とされていると認められる。

当該不開示部分は、いずれも法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

- (2) そこで、当審査会事務局職員をして当該不開示部分の法5条1号ただし書イ該当性等について確認させたところ、諮問庁から、当該不開示部分の司会者等の担当者については、いずれも特定協同組合連合会の職員であるが、その氏名等は公表されておらず、当該不開示部分の民間の来賓については、上記通常総会の出席者としては公表されていないとの説明があった。

当審査会において、特定協同組合連合会のウェブサイトを確認したところ、同ウェブサイトには上記通常総会の様子が記載された資料が掲載されているが、上記不開示部分は掲載されていないことが認められた。他に上記不開示部分が公表された資料等も見当たらないことからすると、諮問庁の上記説明は否定することができない。したがって、同不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

- (3) そして、当該不開示部分は、それぞれ個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示をすることはできない。
- (4) したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当である。

## (第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

文書1 第●回通常総会プログラム

文書2 第●回特定協同組合連合会通常総会出席者

文書3 特定日付 全協総会席次表

別表

対象文書名 及び内容	不開示部分	根拠 条文	不開示とした理由
第●回通常総会 プログラム (文書1)	《総会次第 お よび 役割分 担》に係る担当 者名	法5条 1号	当該部分を公にした場合、 特定の個人を識別されるおそ れがあり、個人の権利利益を 害するおそれがあるため。
第●回特定協同 組合連合会通常 総会出席者 (文書2)	(1) 来賓に係 る役職及び出席 者名	法5条 1号	当該部分を公にした場合、 特定の個人を識別されるおそ れがあり、個人の権利利益を 害するおそれがあるため。
特定日付全協総 会席次表 (文書3)	席次表に係る役 職及び出席者名	法5条 1号	当該部分を公にした場合、 特定の個人を識別されるおそ れがあり、個人の権利利益を 害するおそれがあるため。